

東京電力株式会社

取締役会長 下河邊 和彦 殿

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」

に基づく

精神的損害賠償増額の要求書

平成 26 年 1 月 20 日

福島県浪江町長 馬場 有

今般、貴社は要介護者等を対象とした賠償を開始すると発表し、要介護者等の賠償金額が増額されることになった。これは、本書面添付の平成24年2月14日付「総括基準（精神的損害の増額事由等について）」（原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会）で示された増額事由に基づくものであり、要介護者等が通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいことを貴社が認めたものである。

しかしながら、上記総括基準では、  
「懷妊中であること」  
「乳幼児の世話を恒常的に行つたこと」  
「重度または中程度の持病があること」  
なども増額事由として例示している。上記総括基準で例示された増額事由についても、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいことは明らかであり、要介護者等と変わることろはない。

よって、上記総括基準で例示された要介護者等以外の増額事由についても、精神的損害の賠償金増額を早急に開始するよう求める。

以上